



JAF公認準国内競技
JAF組織許可番号 2019-5020

JMRC kyushu

2019年 JAF九州 ダートトライアル選手権 第5戦 JMRC オールスター選抜 第5戦

洞海 土系自動車運動会 A t スピードパーク恋の浦

特 別 規 則 書

開催日： 2019 年 6 月 23 日(日)

開催場所： 恋の浦ガーデン内 スピードパーク恋の浦 ダートトライアルコース

協 賛



株式会社 ダンロップファルケン九州



株式会社 ホンダカーズ福岡 城野店

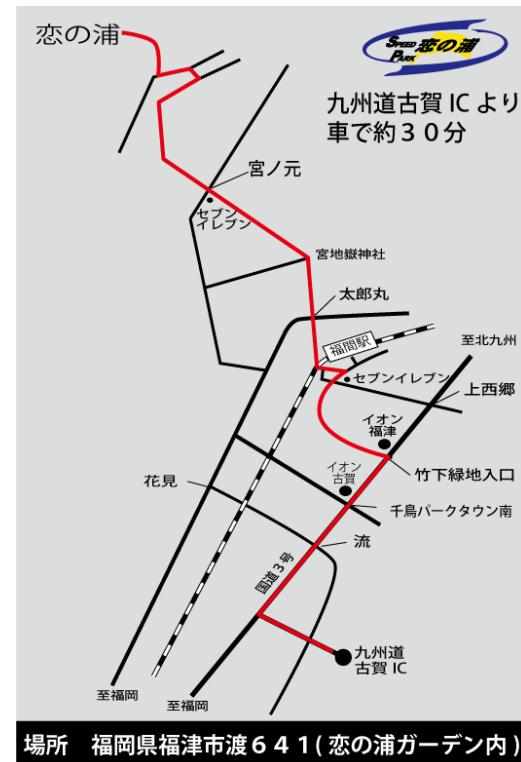


J&Sモータースポーツ



堤 酒店

GM
銀座メンタルクリニック
精神科、神経科、心療内科
03 (5250) 4860



主催： 洞海オートスポーツクラブ

DOKAI
Auto Sports Club

公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとに、FIA国際モータースポーツ競技規則、およびその付則に準拠した、日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則、その付則ならびにJMRC九州ダートトライアル競技統一規則、本競技会の特別規則書に従い準国内競技として開催される。

第1条 競技会名称

2019年 J A F九州 ダートトライアル選手権 第5戦
J M R C オールスター選抜 第5戦

洞海 土系自動車運動会 At スピードパーク恋の浦

第2条 競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル
(ダートトライアル)

第3条 格式

J A F公認 準国内競技 組織許可番号 2019-5020

第4条 オガナイザー

主催：洞海オートスポーツクラブ（洞海A S C）

J A F登録 加盟クラブ 代表者：大庭 正章

第5条 大会事務局(参加申込場所)

〒807-0845 福岡県北九州市八幡西区永犬丸南町1-8-21
大庭 正章 方

洞海オートスポーツクラブ（洞海A S C）競技会事務局

TEL : 093-611-6108 090-8915-0866 (大庭)

FAX : 093-884-3512

E-mail : masaooba_0083_dokai-asc_dirt@jcom.home.ne.jp

ゆうちょ銀行 : 17470 43602291 オオバ マサアキ

店名（ナナヨンハチ）店番（748）普通口座番号 4360229

第6条 競技開催日及びタイムスケジュール

◎開催日	2019年6月23日(日)
◎受付	AM8:15~9:00
◎公式車検	AM8:20~9:10
◎コースオープン『慣熟歩行』	AM8:30~9:20
◎ブリーフィング	AM9:30~
◎第1ヒート 出走	AM10:00~
◎コースオープン『慣熟歩行』	第1ヒート終了後 40分間
◎第2ヒート 出走	第1ヒート終了 50分後
◎表彰式	第2ヒート終了 50分後 『予定』

第7条 競技開催場所

〒811-3307 福岡県福津市渡641(恋の浦ガーデン内)

スピードパーク恋の浦 ダートトライアルコース

TEL : 0940-52-7171 FAX : 0940-52-7172

第8条 大会役員及び競技役員

【大会役員】

組織委員長	大庭 正章	(洞海A S C)
組織委員	福永 一徳	(洞海A S C)
組織委員	吉田 一也	(洞海A S C)

【競技役員】

審査委員長	三重野 正治	(J M R C九州派遣)
審査委員	喜多村 淳平	(洞海A S C)
競技長	大庭 正章	(洞海A S C)
副競技長	福永 一徳	(洞海A S C)
コース委員長	福永 一徳	(洞海A S C)
計時委員長	大庭 寛正	(洞海A S C)
副計時委員長	中島 雄太郎	(洞海A S C)
技術委員長	大庭 正章	(洞海A S C)
救急委員長	大庭 正璽	(洞海A S C)
事務局長	吉田 一也	(洞海A S C)

第9条 参加受付

2019年5月20日(月)~6月18日(火)必着厳守

第10条 参加料

地方選手権クラス及びL(レディース)クラス	¥14,000
サポートクラス(クローズド・オープンクラス)	¥9,000

※学割対象者は証明書のコピーを同封のこと

第11条 参加受理

J M R C九州統一参加申込書に必要事項を記入の上、大会事務局に郵便(現金書留参加料同封)、もしくはE-mailやFaxなどを使い参加申込書を送付し、参加料をゆうちょ銀行に振り込むこと。**その際の振込みを証明するものを競技会当日に持参すること。**

受付後、参加受理書は発行しない。J M R C九州ホームページにエントラントリストとして掲示する。

第12条 参加拒否

オーガナイザーは、理由を明示することなく参加を拒否する権利を有する。この場合、返還事務手数料¥1,000を差し引き返還する。

第13条 参加取消

参加受理後に参加を取消した場合は、その参加料は返還されないものとする。

第14条 参加台数

すべてのクラスを通じて60台前後とする。

第15条 参加者、競技運転者

1.競技運転者(ドライバー)は2019年J A F国内競技運転者許可証B以上を所持するものであること。

2.満20才未満の運転者(ドライバー)は、参加申込に際し親権者の同意書を提出しなければならない。

3.その他何らかの理由により警察等行政関係により処罰もしくは疑義のある者は参加できない。

4.ダブルエントリー(重複参加)は、1台の車両に2名までとし、同一者は一度だけしか参加できない。

5.参加ドライバーは、競技中に有効な(補償額1,000万円)傷害保険証(コピーでも可)または、J M R C全国共同共済の当該年度有効のメンバーズカードを持参する事。また他地区からの参加者は所属地区が発行したJ M R C全国共同共済加入を証明するものを受け付時に提示する事。クローズド・オープンクラス参加ドライバーは競技中に有効な200万円以上の傷害保険に加入していること。いずれのクラスも傷害保険又は共同共済未加入のドライバーは当日参加受付時に1,000円を支払いJ M R C九州共済に加入することができる。

第16条 参加車両及び競技クラス区分

本大会に参加が認められる車両は、2019年J A F国内競技車両規則第3編「スピード車両規定」に適合した車両とする。

※参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなく、通称名:インプレッサ、ランサー等)を入れること。

1.地方選手権クラス(J A F九州選手権、J M R Cオールスター選抜)

◎N部門(過給機換算値×1.7倍)

N1クラス: 2輪駆動および1,600cc以下の4輪駆動N車両

N2クラス: 1,600ccを超える4輪駆動N車両

◎S部門(過給機換算値×1.7倍)

F Rクラス: 後輪駆動のPN,N,SA,SAX,B,SC車両

S1クラス: 1,586cc以下の2輪駆動AE,PN,N,SA,SAX車両

S2クラス: 1,586ccを超える2輪駆動SA,AX車両

及び気筒容積区分なしの2輪駆動B,SC車両

S3クラス: 4輪駆動SA,SAX車両

◎C部門(過給機換算値×1.7倍)

Cクラス: 気筒容積区分及び駆動方式区分なしのB,SAX,SC車両

◎D部門

Dクラス: 気筒容積区分及び駆動方式区分なしのD車両

2.L(レディース)クラス(J M R Cオールスター選抜、J A F九州選手権対象外)

Lクラス: 排気量区分及び駆動方式区分なし(女性ドライバー)

3.サポートクラス(J A F選手権、J M R Cオールスター選抜対象外)

◎オープン/クローズド部門

・クローズドクラス(ライセンスを有さない者)

クローズドクラス: 車両クラス区分なし

・オープンクラス(ライセンスを有し、シリーズでのポイント獲得を求める者)。2019年J A F国内競技車両規則第3編「スピード車両規定」に適合した車両。)

オープン2クラス: 排気量区分なし2輪駆動

及び1,600cc以下の4輪駆動

オープン4クラス: 排気量区分なし4輪駆動

第17条 公式車両検査

1.オーガナイザーの示すタイムスケジュールに従って参加者又は代理者は車両と共に所定の場所にて公式車両検査に立ち会わなければならない。公式車両検査を受けない車両、或いは検査の結果が参加不適当と判断された車両及び競技運転者は本競技に参加できない。

2.競技長または技術委員長は公式車両検査の時間外であっても、随時必要に応じて参加車両を検査することができる。又安全性等について不適当と判断した箇所の改善を命ぜる事ができ、これに応じない車両や競技運転者は、本競技に参加できない。

- 3.競技番号(ゼッケン)の四辺を完全にテープなどで貼付すること。
※協賛会社の部分は折り曲げないこと。
4.公式車両検査後に技術委員長の承認を得ず改造を行った場合は、競技会審査委員会の決定により失格とする場合がある。

第18条 車両変更及び競技運転者の交替

- 1.参加申込正式受理後の車両変更是、参加車両に故障や破損等やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2.車両変更は同一部門、同一クラスであること。
- 3.車両変更申請は受付終了時刻までに行うこと。
- 4.ドライバーの交替は認めない。

第19条 再車両検査

- 1.公式車両検査後、参加車両が故障等により改造や補修を行った場合は技術委員長に申告し、再車両検査を受けなければならない。
- 2.競技終了後、入賞車両は再車両検査を受けなければならない。

第20条 ドライバーズブリーフィング

- 1.競技長は競技開催前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
- 2.ドライバーは、ブリーフィング開始から終了まで出席しなければならない。遅刻を含み、これに違反した場合は、ペナルティーの対象となる。

第21条 スタート

- 1.スタート方法はランニングスタートとする。
- 2.スタートは原則としてゼッケン順に行う。

第22条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則〔スピード競技における旗信号に関する指導要綱〕に定められた信号によって伝達される。

国旗またはクラブ旗	スタート合図
黄旗	パイロン接触、移動、転倒
黒旗	ミスコース
赤旗	危険有り直ちに停止せよ
緑旗	コースクリア
チェック旗	ゴール合図

第23条 計時

- 1.計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2.計測は自動計測器を2台使用し、1/1000秒までの計測結果を成績とする。万一、自動計測器の故障が発生した場合に限りバックアップ計測器のタイムを使用する。
- 3.場内アナウンスによるタイム、ペナルティー、成績等は参考であり、これらに関する抗議は一切受け付けない。

第24条 順位決定

- 1.トライアルは2ヒートを行い、そのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位とする。
- 2.同タイムの場合は、次の通り順位を決定する。
 - ①セカンドタイムの良好な者。
 - ②排気量の小さい順。
 - ③競技会審査委員会の決定による。

第25条 罰則規定

- 1.パイロンの移動もしくは接触、転倒は(競技役員の判定による)1ヶ所につき5秒加算する。
- 2.次の行為をした参加者及び競技運転者は失格とする。
 - ①競技員の指示に従わない者。不正行為が認められた者。
 - ②コースアウト等で当人以外に損害を与えたとオーガナイザーが認めた場合。
 - ③車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでに、技術委員長の承認を得ず競技車両の変更改造を行った場合。
 - ④ドライバーズブリーフィングに参加しなかった参加者は当競技会の参加資格を失効する場合もある。この場合参加料は返却しない。
- 3.次の行為をした参加者及び競技運転者はそのヒートを無効とする。
 - ①スタート合図後15秒経過してもスタートしない場合。
 - ②スタート時刻までにスタート位置に着かない場合。但し、オーガナイザーの指示があつた場合はその限りではない。
 - ③コースのショートカットと判断された場合。但し、ミスコース、ショートカットに気付き直ちに車両を正しいコースに戻した場合はこの限りではない。
 - ④スタートして3分以内にゴールしなかった場合。但し、クローズドクラスにおいて、異常天候により路面の状態が悪くなつた場合はこの限りではない。

⑤スタート指示に従わなかった場合は当該ヒートの出走資格を失う。

第26条 抗議

- 1.自分が不当に処遇されていると判断する参加者は、抗議する権利を有する。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議はできない。
- 2.抗議を行う場合は必ず書面により理由を明記し、抗議料として1件に付¥20,900を添えて競技長に提出すること。
- 3.抗議内容が車両規定の場合、抗議対象となった車両の分解検査等に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかつた場合は抗議提出者が、正当と裁定された場合は被抗議対象者が負担する。この分解検査に要した費用は、競技会技術委員長が算定する。
- 4.抗議料は抗議が正当と裁定された場合、及び競技会審査委員会が返還を決定した場合のみ返還する。
- 5.審判員がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。(国内競技規則12-6)
- 6.抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。

第27条 抗議の制限時間

- 1.技術委員の決定に対する抗議は決定直後とする。
- 2.競技中の過失及び反則に対する抗議は、その競技運転者のゴール後30分以内とする。
- 3.競技成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内とする。

第28条 競技会延期、中止または短縮

- 1.オーガナイザーは保安上または不可抗力による特別の事情のある時は競技審査委員会の決定によって競技の延期、中止、取止めまたは走行距離、ヒート数の変更、短縮をすることができる。この場合、1ヒート終了をもって競技会が成立する。
- 2.競技会の延期、中止の場合、参加料は返還される。但し、天災地変の場合はこの限りではない。

第29条 賞典

選手権クラス	1~3位 JAFメダル、盾、副賞
選手権クラス	4~6位 盾、副賞
L・サポートクラス	1~3位 副賞

※参加台数により、賞典を制限することがある。

第30条 その他

- 1.本規則書発行後、JAFにより決定された規定は、全て本規則書に優先する。
- 2.その他事項については、2019年JAF国内競技規則と、その付則及びJMR C九州ダートトライアル競技統一規則に準ずる。

※クローズドクラス参加者はJAFスポーツ資格登録規定に基づき、JAF競技運転者許可証国内Bの申請資格を取得できます。

大会組織委員会